

箕面市立中央生涯学習センター・
中央図書館・メイプルホール

エレベーター保守点検業務委託仕様書

エレベーター保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市立中央生涯学習センター・箕面市立中央図書館・箕面市立メイプルホールのエレベーター保守点検の業務委託において、甲が、乙に要求する業務の内容を示すものです。

1 対象施設及び施設概要

「清掃業務委託仕様書」と同じ

2 一般事項

「総合建物管理業務委託仕様書」2 一般事項と同じ。

ただし、「総合建物管理業務委託仕様書」2 一般事項（８）及び同（９）

①bを除く。

また、この仕様書に「総合建物管理業務委託仕様書」2 一般事項の内容と相違する記載がある場合は、この仕様書に記載の内容が優先される。

3 設備の名称・規格等

東芝エレベータ製

- ・ 油圧式エレベーター（乗用11人定員 750kg 45m/分 4停止）1基
- ・ 油圧式エレベーター（乗用11人定員 750kg 45m/分 3停止）1基

※昭和60年4月設置

4 業務の内容

フルメンテナンス契約とし、以下の業務を行う。

- ① 乙は、エレベーターを常に安全かつ良好な状態に保つために訓練された作業員及び監督技術員を派遣し保守業務にあたる。
- ② 乙は、毎月1回以上定期的にエレベーターの点検調整及び給油等を行い、必要と認められるときは修理又は、装置の取替えを行う。
- ③ 乙は、定期的にエレベーター全般にわたる検査を行うほか、毎年全装置の機能試験及び官公署等の事務手続き一切を行うものとする。
- ④ 検査又は試験の結果、異常が認められるときは、速やかに修理し又は装置の取替えを行い、常に適正なる機能保守に努めるものとする。
- ⑤ エレベーターが故障の場合、速やかに技術員を派遣して速やかに修理すること。
- ⑥ 上記作業内容に定める修理又は、取替えに要する費用は、全て乙が負担する。ただし、甲の不注意又は不適当な使用管理、その他乙の責めによらない理由によって事故又は故障が発生した場合の復旧費についてはこの限りでない。
- ⑦ エレベーターの籠の修理及び塗装工事並びに敷物取替工事、昇降路周壁工事、各階出入口ドア、三方枠及びしきい板等の修理又は、取替え

は実施作業内容に含まないものとする。

- ⑧ 定期点検の都度、甲へ報告書 1 部を提出すること。